

# 認定こども園における保育教諭等配置要件の弾力化

(待機児童を解消し、受け皿拡大が一段落するまでの緊急的・時限的な対応)

【平成28年4月から実施】

## 朝夕など児童が少数となる時間帯における職員配置の要件弾力化

保育教諭等最低2人配置要件について、朝夕など児童が少数となる時間帯においては、保育教諭等2名のうち1名は子育て支援員研修を修了した者等に代替可能とする。

- 1 都道府県知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者(子育て支援員研修を修了した者のほか、保育所等で保育業務に従事した期間が十分にある者や、家庭的保育者など)に代替可能

【対応前】

	7:00~8:30	8:30~17:30	17:30~20:00
保育教諭A			
保育教諭B		16:00	
保育教諭C			
保育教諭D		11:00	

【対応後】

	7:00~8:30	8:30~17:30	17:30~20:00
保育教諭A		16:00	
保育教諭B			
保育教諭C			
保育教諭D		11:00	
無資格E			
無資格F			

## 小学校教諭及び養護教諭の活用

保育教諭と近接する職種である小学校教諭、養護教諭を、保育教諭等に代えて活用可能とする。

- 2 小学校教諭は5歳児を中心に保育することが望ましい
- 3 保育を行う上で必要な研修(子育て支援員研修など)の受講を求める

## 長時間開所等に伴って必要となる職員配置の要件弾力化

11時間開所8時間労働としていることなどにより、認可の際に最低基準上必要となる保育教諭等数(例えば15名)を上回って必要となる保育教諭等数(例えば15名に追加する2名)について、子育て支援員研修を修了した者等に代替可能とする。

- 4 における要件に加え、保育教諭の資格取得を促していく
- 5 公定価格上は、研修代替要員や年休代替要員、休憩保育教諭等の要件を弾力化

の特例適用に当たっては、全体で1/3を超えない(保育教諭等を2/3以上配置する)ことが必要  
また、学級担任は保育教諭等である必要があり、本特例の対象外である

# 保育所等における保育士配置に係る特例 【平成28年4月から実施】

(待機児童を解消し、受け皿拡大が一段落するまでの緊急的・時限的な対応)

## 朝夕など児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例

保育士最低2人配置要件について、朝夕など児童が少数となる時間帯においては、保育士2名のうち1名は子育て支援員研修を修了した者等に代替可能とする。

【対応前】

	7:00～8:30	8:30～17:30	17:30～20:00
保育士A			
保育士B		16:00	
保育士C			
保育士D		11:00	

- 1 都道府県知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者(子育て支援員研修を修了した者のほか、保育所で保育業務に従事した期間が十分にある者や、家庭的保育者など)に代替可能

【対応後】

	7:00～8:30	8:30～17:30	17:30～20:00
保育士A		16:00	
保育士B			
保育士C			
保育士D		11:00	
無資格E			
無資格F			

## 幼稚園教諭及び小学校教諭等の活用に係る特例

保育士と近接する職種である幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭を、保育士に代えて活用可能とする。

- 2 幼稚園教諭は3歳以上児、小学校教諭は5歳児を中心に保育することが望ましい
- 3 保育を行う上で必要な研修(子育て支援員研修など)の受講を求める

## 保育所等における保育の実施に当たり必要となる保育士配置に係る特例

保育所等を8時間を超えて開所していることなどにより、認可の際に最低基準上必要となる保育士数(例えば15名)を上回って必要となる保育士数(例えば15名に追加する3名)について、子育て支援員研修を修了した者等に代替可能とする。

- 4 における要件に加え、保育士資格取得を促していく

の特例適用に当たっては、全体で1 / 3を超えない(保育士を2 / 3以上配置する)ことが必要